

【別紙様式】

茨木市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	指定管理施設運営支援金		
総事業費 (千円)	134,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	134,000千円
事業概要	<p>①目的 指定管理施設における安定したサービス提供に向け、運営支援金を支給する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 協力金 134,000千円 (内訳) スポーツ施設(プール) 85,000千円 スポーツ施設(運動公園) 9,000千円 保健施設 40,000千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 ②記載の施設の指定管理者</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 感染症対策などの経費が増加している施設のうち、運営支援を行わなければ安定したサービスの提供が困難となる施設の指定管理者を選定した。</p> <p>④期待される効果 スポーツ施設や保健施設など重点的に感染対策をする必要がある施設において、感染防止策を図るとともに、施設の安定的な運営を行うことができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>指定管理者制度を導入している公の施設の一部では、感染予防対策等の増加経費などにより、安定したサービスの提供が困難になっている。</p> <p>指定管理者を交付対象者として支援金を交付し、公の施設の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		